

人厨勅 第二〇 號

案 起
昭和三十年六月五日

決定	昭和	年	月	日	施行
昭和	年	月	日	施行	昭和三十年六月十一日

内閣書記官

内閣總理大臣

内閣書記官長

昭和三十年六月十一日

内閣書記官長

賞勳局總裁宛

申牒

逓信院總裁勲三等 塩原時三郎 儀

内閣

叙勲 以來常ニ職務ニ精勵シ勲勞

不尠其ノ成績顯著ナルヲ確認ス仍テ勲等

進叙 ノ儀詮議相成度

追テ履歷書添附ス

裏面白紙

通秘行第四三九號

昭和二十年六月四日

通信院總裁 塩原 時三郎

内閣總理大臣男爵 鈴木 貫太郎 殿



塩原 時三郎 殿
別紙、通秘令相成履及上申候

通信省

108